



住所異動の「休日・延長窓口」の開設について

令和6年3月4日

<問い合わせ先>

担当：市民課 管理係 檜村

直通電話：0248-88-9134

Eメール：

se-kashimura@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

3月と4月は、住民異動などの手続きで市役所窓口が混雑するため、市では臨時窓口を下記のとおり開設します。記事掲載くださるようお願いいたします。

記

- 1 休日窓口 ①開設日 3月31日(日) 4月7日(日)
②時間 午前9時～午後4時
- 2 延長窓口 ①開設日 3月29日(金)、4月1日(月)、4月5日(金)
②時間 午後5時15分～午後7時

3 開設する窓口

市民課・保険年金課・こども課・社会福祉課(市役所1階各課窓口)

※社会福祉課は延長窓口のみ開設します。

4 業務内容

住民異動届とそれに伴う国民健康保険、児童手当、こども医療に関する手続きなど。

詳しくは別紙のちらしをご覧ください。

※内容により、全ての手続きを当日中に完了できない場合があります。

窓口開設状況

金	日	月	火	水	木	金	日
3月29日	3月31日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月7日
○	◎	○	×	×	×	○	◎

○：延長日（午後7時まで）

×：通常日（午後5時15分まで）

◎：休日（午前9時から午後4時まで）